



衛生だより

北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

今年度より、定期報告が未提出の方は
補助事業・交付金・制度資金が利用できなくなる
恐れがあります。



いざという時に困らないよう速やかに提出してください

※本案内は、既に定期報告書を提出済みの方にもお送りしています。

★用紙をなくしてしまった方は・・・

千葉県畜産課ホームページ↓↓↓



←QRコードからも
サイトにとべます！

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyouseiseikanrikijun.html>

からExcelファイルをダウンロードできます。

飼養衛生管理基準遵守状況確認書について



補助事業・交付金・制度資金を利用するときは
「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」が必要になりました！

(当面の間、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、及び七面鳥が対象。
牛、めん山羊及び馬は対象外です。)

①家畜の所有者等は、補助事業、交付金、制度資金の申し込みをする前に、
家畜保健衛生所に対して「確認書」の交付を申請

②家畜保健衛生所は、定期報告書及び過去の巡回記録を確認

注意
定期報告未提出
↓
確認書交付不可
↓
補助金等は
利用できません

③飼養衛生管理上の問題がなければ、確認書を交付
⇒補助金、交付金、制度資金の申請が可能！

④定期報告書に不備がある場合や、飼養衛生管理上の問題が
ある場合は、追加の調査や、「改善方針」の作成が必要

⑤妥当な改善方針であれば、確認書を交付
⇒補助金、交付金、制度資金の申請が可能！

注意
定期報告の不備
飼養衛生管理基準不遵守
↓
確認書の交付に
時間を要することがあります

⑥改善方針の内容によっては、確認書の交付不可
⇒補助金、交付金、制度資金は利用できません！